

事 務 連 絡

令和7年4月16日

各社会福祉法人 理事長 様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

事務局長 高橋 博則

東京都における地域協議会の開催について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、社会福祉法により設置が求められる地域協議会について、都が設置する地域協議会は、本会に設置、運営をしております。

本会が対象とする地域は、町村部及び都全域で地域公益事業を実施する場合となります。

意見聴取が必要な法人におかれましては、期日までに資料をご提出いただきますようよろしくお願いいたします。地域協議会における意見聴取の日時、方法につきましては、ご提出のあった法人に対して改めてご連絡いたします。

なお、社会福祉充実計画の策定が不要な場合には、本件の対象外となります。
本会への連絡は不要です。

記

1 地域協議会について

地域協議会は、社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用し、地域公益事業を実施する場合に、地域の福祉ニーズ等を的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにするため、所轄庁等に設置することとされています。

2 地域協議会での意見聴取が必要な場合

「社会福祉充実残額」が生じ、「社会福祉充実計画」を策定する際に「地域公益事業」の実施を計画する場合には、「地域協議会」による意見聴取が必要となります。

- ・上記に該当し、一つの区又は市の地域で地域公益事業を実施する場合には、各区又は市の所轄庁（社会福祉法人の所管）へお問い合わせください。
- ・上記に該当し、都内全域又は都内の町村部で地域公益事業を実施する場合には、本会にて設置する地域協議会にて意見聴取を行います。
下記3の書類を期日までにご提出ください。

3 地域協議会での意見聴取が必要な場合の書類等

- (1) 提出書類 ・ 様式 1 意見聴取希望申出書（本会地域協議会宛）
・ 社会福祉充実計画（案）及び地域公益事業の詳細資料
- (2) 提出期限 令和 7 年 5 月 9 日（金）
※地域協議会での意見聴取は 5 月下旬を予定しており、
その結果については 6 月上旬にお伝えする予定です。
- (3) 備 考 町村部の場合は、社会福祉充実計画を提出いただいた後に、当該行政に意見をいただく予定です。

- 4 お問合せ先 東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当（真鍋・熊谷）
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1－1
Tel03-3268-7192 FAX03-3268-0635
Email:keiei@tcsw.tvac.or.jp

(様式 1) 意見聴取希望申出書

令和 年 月 日

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
地域協議会 御中

社会福祉法人 ○○会
理事長 □□ □□

本会が実施を計画している地域公益事業について（意見聴取）

標記のこと、事業計画等を添えて提出いたしますので、意見をいただきますようお願いいたします。

記

1 当法人の社会福祉充実計画（案） 別添のとおり

2 当該地域公益事業に関する計画の詳細資料 別添のとおり

3 連絡先 社会福祉法人名
担当者名
住 所 〒

電話 ()

FAX ()

Email:

【参考】当該行政（町村）の意見提出依頼文書